

南箕輪村公衆無線 LAN サービス利用規約

(目的)

第1条 この利用規約は、南箕輪村（以下「村」という。）が整備した公衆無線 LAN サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 村は、本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスを提供するものとする。

(本サービスの内容)

第3条 利用者は、村が設置した公衆無線 LAN 用アクセスポイントを利用してインターネットに接続できるものとする。

(利用条件)

第4条 利用者は、本規約及び関係法令を遵守することに同意することでサービスを利用できるものとし、本サービスの利用をもってこれらに同意したものとみなす。

- 2 本サービスの利用に係る費用は無料とする。
- 3 本サービスは公共施設の開庁日の村が指定する時間に利用できるものとする。
- 4 本サービスを利用するために用いる機器等（スマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等）は利用者が自ら用意するものとし、当該サービスを利用するために必要な操作や設定は利用者が行うものとする。
- 5 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は利用者が行うものとし、利用者自らの責任の下、本サービスを利用するものとする。
- 6 利用者は、周囲にいる者の迷惑とならないよう配慮し本サービスを利用するものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪行為又はそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教活動又は政治活動に関する行為
- (8) 認証情報を不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量にデータを送受信する行為

- (12) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為及び村が不適切と判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって、村、利用者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、村は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止等)

第6条 利用者が本規約に違反した場合は、事前通告なく直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取消することができるものとする。

(サービスの中止)

第7条 村は、事前予告なく本サービスの全部又は一部の提供を中止又は終了することができるものとする。

(免責事項)

- 第8条 村は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することについて、いかなる保証も行わないものとする。
- 2 村は、本サービスを利用して得られる情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 3 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、村は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、利用者が費用を負担することとし、村は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器等の構成や設定その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、村は一切の責任を負わないものとする。
- 6 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、村は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者がこの規約に違反したことにより村が損害を被った場合は、その損害を利用者は負担するものとする。

(規約の変更)

第10条 村は、利用者の承諾なしに、事前予告することなくこの規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、令和5年3月20日から施行する。